

日 時 平成27年9月18日(金) 午前10時 開 議

出席議員 (16人)

1番 北山一衛	2番 三上廣大
3番 高橋美紀子	4番 今大介
5番 工藤禎子	6番 佐々木隆
7番 後藤秀憲	8番 工藤和行
9番 大久保朝泰	10番 大溝雅昭
11番 工藤和子	12番 福士幸雄
13番 工藤俊広	14番 村上啓二
15番 中田博文	16番 村上隆昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長 高 樋 憲	副 市 長 有 馬 喜代史
総 務 部 長 成 田 耕 作	企画財政部長 後 藤 善 弘
健康福祉部長兼 福祉事務所長 奈良岡 和 保	農林商工部長兼 バイオ技術センター所長 永 田 幸 男
建 設 部 長 工 藤 伸太郎	政策連携推進監兼 政策連携推進室長 種 市 齊
総 務 課 長 阿 保 正 一	市民環境課長 工 藤 隆 彦
企 画 課 長 千 葉 毅	財 政 課 長 鈴 木 正 人
収 納 課 長 舘 山 江	国保年金課長 五十嵐 茂 幸
高齢介護課長兼 地域包括支援センター所長 青 木 金 光	農 林 課 長 兼 バイオ技術センター次長 中 田 憲 人
商工観光課長 幾 田 良 一	上下水道課長 今 優
農業委員会会長 木 立 康 行	選挙管理委員会 委 員 長 乘 田 兼 雄
監 査 委 員 廣 瀬 左喜男	教 育 委 員 会 長 委 員 長 村 上 良 子
教 育 長 阿 保 淳 士	教 育 部 長 兼 市民文化会館長 玉 田 純 一
黒石病院 事業管理者 柿 崎 武 光	黒石病院 事 務 局 長 小 林 清一郎

## 会議に付した事件の題目及び議事日程

平成27年第3回黒石市議会定例会議事日程 第4号

平成27年9月18日(金) 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第25号 訴えの提起について
- 第3 報告第26号 平成26年度における黒石市温泉供給事業特別会計経営健全化計画の実施状況について
- 第4 報告第27号 黒石市財政の平成26年度決算に基づく健全化判断比率について
- 第5 報告第28号 黒石市公営企業の平成26年度決算に基づく資金不足比率について
- 第6 議案第69号 平成26年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第70号 平成26年度黒石市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第71号 平成26年度黒石市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第72号 平成26年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第73号 平成26年度黒石市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第74号 平成26年度黒石市観光施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第75号 平成26年度黒石市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第76号 平成26年度黒石市温泉供給事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第77号 平成26年度黒石市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第78号 平成26年度黒石市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第79号 平成26年度黒石市中川財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第80号 平成26年度黒石市上十川財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第81号 平成26年度黒石市追子野木財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第82号 平成26年度黒石市温湯財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第83号 平成26年度黒石市袋財産区会計歳入歳出決算認定について

- 第21 議案第84号 平成26年度黒石市南中野財産区会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第85号 平成26年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計決算認定について
- 第23 議案第86号 平成26年度黒石市水道事業会計決算認定について
- 第24 議案第87号 平成26年度黒石市下水道事業会計決算認定について
- 第25 議案第88号 黒石市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第26 議案第89号 黒石市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第27 議案第90号 津軽広域連合規約の一部変更について
- 第28 議案第91号 弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第29 議案第92号 平成27年度黒石市一般会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第93号 平成27年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第31 議案第94号 平成27年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第32 議案第95号 平成27年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第33 議案第96号 平成27年度黒石市観光施設事業特別会計補正予算（第1号）
- 第34 議案第97号 平成27年度黒石市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第35 議案第98号 平成27年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算（第2号）
- 第36 議案第99号 平成27年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第37 議案第100号 平成27年度黒石市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第38 議案第101号 平成27年度黒石市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第39 議員派遣の件

#### 出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	長谷川 直 伸
次 長	三 上 亮 介
次長補佐兼議事係長	村 元 裕
主 事	櫛 引 亮 兵

#### 会議の顛末

午前10時03分 開 議

◎議長（北山一衛） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

◎議長（北山一衛） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

6番佐々木隆議員、13番工藤俊広議員を指名いたします。

---

◎議長（北山一衛） 日程第2 報告第25号 処分第19号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については、議決事項ではありませんが、この際、質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で、報告第25号 訴えの提起についてを終わります。

---

◎議長（北山一衛） 日程第3 報告第26号 平成26年度における黒石市温泉供給事業特別会計経営健全化計画の実施状況についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については、議決事項ではありませんが、この際、質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で、報告第26号 平成26年度における黒石市温泉供給事業特別会計経営健全化計画の実施状況についてを終わります。

---

◎議長（北山一衛） 日程第4 報告第27号 黒石市財政の平成26年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については、議決事項ではありませんが、この際、質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で、報告第27号 黒石市財政の平成26年度決算に基づく健全化判断比率についてを終わります。

---

◎議長（北山一衛） 日程第5 報告第28号 黒石市公営企業の平成26年度決算に基づく資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については、議決事項ではありませんが、この際、質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で、報告第28号 黒石市公営企業の平成26年度決算に基づく資金不足比率についてを終わります。

---

◎議長（北山一衛） 日程第6 議案第69号 平成26年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第24 議案第87号 平成26年度黒石市下水道事業会計決算認定についてまで、合わせて19件を一括議題といたします。

本案については、決算特別委員会委員長から別紙の報告書が提出され、お手元に配布しておきましたので御報告いたします。

これより、議案第69号から議案第87号まで、順次、質疑、討論、採決いたします。

---

◎議長（北山一衛） 議案第69号 平成26年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成26年度黒石市一般会計決算に反対するものであります。

2014年度の地方財政計画がですね、国の段階でこの年の2月7日閣議決定をされました。そして、その前の年に安倍政権が誕生いたしました。そういう中で、大きくは2つの形で、安税法の法案づくり、それからアベノミクス推進という形で、それが消費税増税、その分の景気の下支えをどうするかという問題も含めて地方自治体におりてきたわけです。社会保障税一体

改革に基づく消費税の増税、そして本格的な社会保障の予算の削減が始まりました。そういう点で、もう一方では企業への減税、大型公共事業なども新たに拡張したり、あるいは軍拡も推進するというような形で国民・住民に対する負担がですね、負担増元年予算とも言われた2014年の流れの中で黒石の予算も編成され決算となったわけです。

そういう中で少しお話しをしますと、地方財政法もかなりここでゆがめられて改革されたというようなことも、皆さんもわかるというふうに思うんですけど、活性化財政事業という形で、これは地方法人税の財源の活用で、例えば職員数や人件費の削減率を指標とした行革努力ということが出されました。実質は今年度からかもしれませんけれども出されました。それも、成果を反映して財政を按分するわけなので、努力を成果にまで結実させたやり方というのは、努力というのはそんなにすぐ見えるものではありませんので、国のやり方にもちょっといろいろ感ずるところがあって反対をしてくれておりますけれども。

26年度の決算でもですね、いろいろと評価できる部分もあります。とりわけ、健康増進の関係でも頑張っておりますし、健診、それからがん検診も含めて頑張っていることはわかるんです。しかし、大本の中で賛成するわけにはいかないということなんです。

それで、26年度の歳入の中にですね、マイナンバー制度にかかわる予算が計上されております。後から議論になりますが、マイナンバー制度は私どもは反対ですので、そういう意味からもこの歳入の予算にマイナンバー制度の予算が、国からですけどもね、来ているということで、また反対する理由の1つです。

それから国絡みでは、子ども・子育て支援新制度も導入されました。これも保育を民間に移して、そして、どんどん保育産業が入っていくのでは行政の目が届かなくなるということで反対をしました。そういうこともありましたし、後は全体としていろんな引き下げの中で生活保護の引き下げも大きく、全般的に引き下げられました。

あと行政の問題としては、ごみ袋の、この間取り上げてきましたけれども、ごみ袋の有料化を、どうしても財源的にはあると思うんですけども、なかなか引き下げるといふふうにはならない。それから、子供の医療費の年齢の引き上げですけども、小学校前までというのは、今、黒石と五所川原です。それで一番おくれてるほうになりました。幸いにも五所川原よりちょっといいのは所得制限を撤廃しているということなんです。今全体は、県内の40市町村の中でも3分の2くらいは小学校あるいは中学校まで、入院のみ外来のみっていうのもありますけれども進んでいる。高校までっていうのも二、三あるというような状態になっていますので。確かに国の問題だけれども、県内の中でも、市町村の中で格差が広がっているという点では、ここも考えていただけなかったと。国のほうの問題にするっていうことは、自治体としてあんまりやる気がないのかなというふうにも見えるので、そういう点が反対の1つでもありますし、

保育料の、私はある意味で公平な是正だと、細分化はね、そのように主張しているんですけども、それも含めて是正には、そんなに考え方は、どこまで是正するかですけどもね、2割でも3割でもというふうになればそんなにお金もかからないんですけども、それも全く考える余地もないというようなことも含めて反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 13番工藤俊広議員。

◎13番（工藤俊広） 私は、議案第69号 平成26年度黒石市一般会計歳入歳出決算認定について賛成するものであります。

今、共産党の工藤議員から縷々反対の理由述べられました。けれども、先ほどの全協で人口ビジョンが示すように、将来の黒石市、人口の減少、これは黒石だけではなくて日本全体に今課せられている問題であります。そういった人口減少社会をどう乗り切っていくのか、それをさんざん議論した上で税と社会保障の一体改革、それで消費税の10%、これを国民の総意ではないかもしれませんが、決定した事項であります。その流れの中でアベノミクス、確実に就職率、そういったものの成果を上げております。

確かに黒石市のように依存財源でやってきているこの財政の運営、大変であります。そういった中であって、今回実質収支は3億2,821万3,000円の黒字であります。財調も減少も7,400万円にとどめることができしております。こういった節度のある財政執行の結果であるわけでありまして。今、工藤議員がおっしゃるような政策を進めたならば、黒石市はたちまち財政破綻に陥っていく、そういった状況にあることは明らかであります。その中で、黒石市はできることを必死にもがきながら、この一般会計予算を執行してきたわけでありまして。ですので、この平成26年度の一般会計歳入歳出決算認定については、もろ手を挙げて賛成するものであります。以上です。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

◎議長（北山一衛） 議案第70号 平成26年度黒石市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成26年度黒石市国民健康保険特別会計決算に反対するものであります。

国民健康保険は、主に5つの医療保険、協会けんぽ、組合健保、共済組合、後期高齢者医療、そして市町村国保になっています。そういう中でも国保が一番加入者が多く、そして所得に対する負担率も最も高いものとなっています。

黒石の国保を取り巻く現状は、国保加入は低所得者が多く、黒石でも所得段階割合で所得なしから200万円以下の方は全体の83.2%を占めています。そして、国保税は10市で2番目に高く、滞納世帯も年々ふえて7件に1件の割合となっています。滞納者に対して制裁処置として、資格証明書と3カ月間の期限を定めた短期保険証が発行されています。短期保険証も年々ふえ、現在515件です。納付相談をする接触の機会を持つとして留め置きをしています。短期保険証発行の約4割近くは留め置きをし、ほかよりも高い比率で、実質未交付となっています。そして徴収の強化となり、差し押さえ件数は旧3市を除けばトップです。

つまり、全体の所得が低い中、高い国保税を支払っている。支払えない人は短期保険証になり留め置きで、実質保険証が手元にない人は200件となり、医療抑制につながっている。さらに差し押さえが強化されるという、支払っている人も低所得の中で重い負担となり、生活を切り詰めているという現状です。このような市民の状況を、少しでも払いやすくしようという国保税への独自の対策が見受けられないというのが反対理由の1つであります。

2つ目は、実質基金が26年度末で4億5,400万円ほどある中で、引き下げは十分可能です。1世帯当たり1万円でも6,000万円、いや5,000円でも3,000円でも引き下げる姿勢がないことでもあります。

3つ目は、国から交付される今年度の低所得者対策の財政支援3,000万円も基金に貯めるという考えで、ほかでも引き下げに活用しているのに、市民の負担軽減に使う考えがないことでもあります。

歴史の中で、誰もが等しく人間としてふさわしい生活が保障されなければならないという社会保障の概念によって国保制度が公的制度として創設をされました。国民健康保険は、日本国憲法の生存権を具体化させたもので、皆保険制度は憲法25条第2項に対応した重要な社会保障制度です。本来なら生活の安定を図るべき国民健康保険制度が、高い保険税の負担により生活を不安定化させるものとなっています。以上問題点を指摘しながら反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 4番今大介議員。

◎4番（今大介） 私は、議案第70号 平成26年度黒石市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。

国では、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり国民健康保険制度の運営をすることに決定しましたが、詳細な内容については、国と地方との協議で決定するとして不透明な状況となっています。

現状は、財源の確保や医療費の増高など国民健康保険を取り巻く環境も一段と厳しくなっていますが、当市の国民健康保険事業においては、国保加入者の減少や景気低迷により厳しい保険税収入を確保し、さらには、保険税率を据え置きながら非自発的失業者や低所得者に対する保険税の軽減を行っています。また、特定健康診査の基本事項にクレアニチン検査を追加し、受診率向上のために日曜日検診を実施するなど保健事業を積極的に行い、医療費適正化に努めながら安定的に国保会計の黒字を維持しているところであります。このことから、私は、平成26年度黒石市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。以上です。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

◎議長（北山一衛） 議案第71号 平成26年度黒石市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議がありましたので、起立により採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

◎議長（北山一衛） 議案第72号 平成26年度黒石市姥懷霊園墓地特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

◎議長（北山一衛） 議案第73号 平成26年度黒石市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 26年度介護保険特別会計決算に反対するものであります。

2000年に制度がつけられました。皆さんも御存じのように、この介護保険制度はほぼ破綻に近い仕組みにされて、今も変貌しているわけなんですね。2000年の時、介護の社会化と言われてました。しかし、安倍首相の中で、結局は在宅へと引っ張っていく方針になっています。これはデータにもあるんですけども、ヘルパーで事業所に行きますよね。実際は、例えば10回トイレの回数があると。だけれども、施設に行っている間は3回ぐらいはそこでやれるんですけども、結局夜中も含めて、家に帰ってくれば7回は在宅でやらなければならない。それは、結果的にお嫁さんや娘さんが仕事を辞めているというのがまだ続いているわけなんですね。そして、いろいろと悲劇でもある老老介護だとか含めてですね、そういう無理心も含めたそういう問題もまだ続いているというようなことでは、この介護保険制度は抜本的に見直しをしないと、高齢化社会の中でだんだんだんだん保険料を上げるしか解決方法がないというやり方で

は、先が見えてこない。そして、若い人たちの負担もふえるということでは、やっぱり抜本的な見直しが必要だというふうに考えますから。そもそも、この点で1つ反対です。

それから、今いろいろとよく聞きますけれども、介護度が結構軽く判定されているというのがあるんですね。そこにケアマネもかかわってきますし、病院もかかわってきますし、審査会もかかわってきますよね。だけれども、ケアマネの意見聴取とか医師のところでの書類が大体で決まるわけですから。そういう点では、この間、決算のところでは報告ありましたのを私なりに計算してみました。介護度別で要支援1、2、要介護1、2、3、4、5ってあるわけなんです。5期の最初の平成24年度、それから6期の27年度、これを対比しました。そしたら、合計的には128人の人たちが介護度がプラスに、人数が多くなっています。しかし、その中で多くなっているのが、要支援の1と2と介護度1。これでもう120人くらい占めているわけです。確かに若干重い4とか5も若干ふえてますけれども、2、3のところは横並び、大きい削減というふうになっています。そこから見ると、この制度もだんだん包括ケアの事業のほうに移行させていくという、国の医療費や介護費の削減を狙っているのではないかなということから、それが全て市民や利用者、あるいは家族とかにも重くかかわってきますので、そういう点で反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 3番高橋美紀子議員。

◎3番（高橋美紀子） 私は、議案第73号 平成26年度黒石市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。

当市の高齢化率が28.4%となり、介護を必要とする高齢者が年々増加し、それに伴い、保険給付費がまた年々増加しておりますが、第5期介護保険事業計画で、介護保険料、県内10市で当市は2番目に低く抑えており、市民負担の軽減を図りながらも、介護事業、介護予防事業などを実施し、介護を必要とする方々に適正な介護サービスの提供に努めております。

また、認知症サポーター養成講座や各種予防講座を積極的に実施し、市民の福祉に対する意識の向上を図り、利用者のニーズに応えた介護サービスの整備を図るなど、介護保険事業は適切かつ効率的に実施されていることなど、高く評価されるところであります。よってこのことから、私は、平成26年度黒石市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成するものであります。以上です。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

◎議長（北山一衛） 議案第74号 平成26年度黒石市観光施設事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第85号 平成26年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計決算認定についてまで、合わせて12件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、議案第74号から議案第85号まで合わせて12件を一括して、質疑、討論、採決いたします。

議案第74号から議案第85号まで合わせて12件に対する委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

（「討論。質疑終わった」と呼ぶ者あり）

（「間違えました」と呼ぶ者あり）

（「注意せ、注意」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 進行について、よろしくお願ひしたいと思います。議事進行に御協力願ひたいと思います。

討論を終わります。

議案第74号から議案第85号まで合わせて12件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号 平成26年度黒石市観光施設事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第85号 平成26年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計決算認定についてまで、合わせて12件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

◎議長（北山一衛） 議案第86号 平成26年度黒石市水道事業会計決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 決算質疑でもいろいろとやりとりしていることにも尽きるわけなんですけれども、水道会計そのものは独立採算という形で、しかし、一般会計を考えれば学校建てるにしろ道路を建てるにしろ、国からの補助もありますけれども、私たちの税金も使われて事業がなっているんですが、水道も今や誰でもが給水されていますし、また、水がなければ命の危険にもなるという、そういう水道にもなっているわけですから、それが県内で口径で一番高いのもあると。それから、全国から見ても7番目に高いという、所得から見ても10市の中でも所得は低い方だと思いますよ、市民所得はね。それなのにみんな、水道会計だけじゃなく、高いんですね。周りがね。ごみ袋しかり、先ほど言った国保税しかり、そして水道料金しかりという形で、しかし財源は十分あるわけですから、そういう点では少しでもの切り下げは十分可能だと思いますが、そういう姿勢がないということですね。そして、基本そのものは、水道事業そのものは安全で低廉な水の供給ということになっていきますので、そういう点で、未収金もあるようですから、しかし、未収金といっても飲まないとだめですので、でも停止したりとか、いろいろそういうこともやっているようですけども、そのためにも値下げを考える、可能ですから、私は考えていただきたいと、それがなかなか、そういう姿勢になっていないというところから反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 2番三上廣大議員。

◎2番（三上廣大） 私は、議案第86号 平成26年度黒石市水道事業会計決算認定に賛成するものであります。

平成26年度の水道事業会計決算は、老朽化した施設、設備の改修などの経営効率化に積極的に取り組むことで、安全・安心・安定した給水を確保しようとするものであり、人口減少や節水意識の浸透で給水収益が減少する中、現状での可能な最大限の努力を認めることができるものとして評価するものであります。そしてまた、先日の決算特別委員会の答弁の中からも、確かに今すぐには値下げといったことはできないかもしれませんが、今後前向きに頑張っていきたいと、そういった思いも私には伝わってきました。従いまして私は、平成26年度黒石市水道事業会計決算に賛成するものであります。以上です。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

◎議長（北山一衛） 議案第87号 平成26年度黒石市下水道事業会計決算認定について、委員長報告は認定であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第25 議案第88号 黒石市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） これは、28年の1月1日から施行するというふうにあります。このマイナンバー制度にかかわるものでありますけれども、通知書なんかは10月5日ですよね。そうすると、このシステムのスケジュールというのはどういうふうになるのかお知らせ願いたいと思います。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（成田耕作） システムのスケジュールでございますか。

(「制度そのもの。マイナンバー制度そのもの」と呼ぶ者あり)

◎総務部長(成田耕作) 制度そのものはですね、まず通知カード、これ全世界帯へ10月中旬以降から順次郵送されることとなります。全てが届くのは11月一杯くらいまでかかると予定されております。その後、配達が終わりました、郵便局が、届かない所がございますけれども、一、二週間保管いたしまして、その後市町村に戻されると。それで市町村は3カ月間保存ということになっております。それで1月以降、個人番号カードの公布を行います。その前に希望者は、希望する方は返送用の封筒ございまして、地方公共団体情報システム機構というところへ、私個人番号カード欲しいですという、送付いたしまして、それをまた一旦市町村のほうへデータが来ますので、1月以降、市役所のほうへ来庁していただいて、その後市町村から交付するというふうになってございます。以上でございます。

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第26 議案第89号 黒石市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） いくつかお聞きしたいんですけども、1つは、日常業務プラス、マイナンバー関係業務が重なると、専任を置くと別ですけども、重なると思います。また、市民からいろいろと疑問、問い合わせ、トラブルなどが来ることも当然予想されます。そうすると、職場そのものが混雑するのではないか、スムーズなカード発行の業務ができるのかどうかというの、まず1つお聞きします。

2つ目は、情報漏えいの危険が拭い去れないわけなんですね。そのところで全くないとは言えないと思いますが、その点どのように考えているのかお聞きします。

それから3点目は、例えば10月の通知カード発行の直前に引っ越しなども含めた住所変更した場合、あるいは異動した場合、どのような業務上の処理をするのか。

それから4点目はですね、市は今、嘱託職員あるいは臨時職員で支えられている、プラスでね、支えられているというのがあります。正規の職員とは違う雇用体系が取られているわけですね。市役所は、当然市民へのナンバー制度と同時に1事業者として職員の整備もあるわけですね。これらの準備はどのようになっているのかお聞きいたします。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（成田耕作） まず1点目でございますけれども、日常業務とマイナンバーの業務、重なるということで、まずは時間外対応を考えてございます。これまでも市民環境課内でトラブルとかそういう事態に備えて、国からの指導もございまして、そういうことで対処していきたいと考えております。

それから情報漏えいに関してましても、国の指導のもと、漏えいした場合でございますけれども、その番号を利用してインターネットで情報検索することはできないことになっておりますので。そういうことであります。

それから3点目、通知カードの住所変更。9月の25日の時点で、一旦その住所そのもので地方公共団体情報システム機構のほうへ市の職員が2人出向いて、これ全部、1,700自治体、全自治体が東京へ持っていくということになっております。10月の6日に行くことになっております。その後の処理は随時連絡を取り合っということになるかと思っております。

嘱託職員・臨時職員の件でございますけども、もちろん今回のマイナンバーの情報等は職員以外も、嘱託職員も、それから臨時職員も当然地方公務員法を準用するので扱うことになろうかと思っております。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 情報の漏えいのところなんですけれども、住基ネットとは比べ物にならない

いくらい漏れた場合に情報がかなり飛んでいくというようなこともいろんなところで指摘されていますし、この業務をする全国の自治労連の統計でも、職員はかなり不安を抱えているというようなことも聞いてますので、情報の漏えいの問題は、ほとんどないようなかの答弁ですけれども、ちょっと違うというふうにも思うんですね。ですから、いろいろと実際の自治体からもいろんな不安や疑問の声が上がっているということが言えると思うんですけれども、まずそこをもう1回お願いいたします。

それから、このマイナンバー制度導入で、一般質問でどなたかの議員にも答弁してましたけれども、窓口業務を中心に大きな効果が出たり、業務の効率化が進むというような趣旨の答弁をされていましたが、どの業務がどれだけ効率化されるのか。そのことによって人員削減も可能だと言っている自治体もあるんですが、うちのほうはそういうことにもなっているのかどうか。それから、例えばコンビニでも住民票が取れるようになるというふうになっていきますが、コンビニへの手数料も支払わなければならないし、端末をつなぐ連携や、結構費用もかかります。確かに住民の利便性の向上ということではいいんですけれども、だからと言って自治体がそのことによって、例えばコンビニ交付では行政の効率化を図ることは難しいのではということにもなっていますが、その点どういうふうに考えるか。

あと、介護・児童・母子家庭を担当する福祉の関係ですけれども、介護施設に入っていたり、あるいはDVから避難して住所と登録地が違うなど、通知カードが受け取られないケースについての対応などはどのようになっているのか。

それから、国民年金のかかわる、国保年金課ですね、かかわるほうでは、高額療養費申請などのマイナンバー記入を伴う諸手続きには、本人確認が義務づけられています。そういう意味では受付時の個人番号確認の徹底というのはどのように進めるのかお聞きします。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（成田耕作） まず、情報の漏えいの不安でございますけれども、国の指針に基づいて実施してまいりたい、そのように思います。ま、漏れないということでございますので大丈夫だと思っております。

どの業務にどの効果があるかということでございますけれども、前回の大溝議員に対しての一般質問でもお答えしたとおり、所得情報など正確に把握しやすくなると、税の負担を不当に免れることや年金等の不正受給を防止することができるということ、それから行政機関等に提出する住民票、所得証明等の添付書類が省略されるというふうにして手続きが簡素化され利便性が向上するものと、そのように考えております。

それから、コンビニの交付でございますけれども、現在は考えておりませんが、今後検討していかなければならないものだと、そのように思っております。

それから、本人確認の徹底についてでございますけれども、これは、1月から本人が地方公共団体情報システム機構に写真を添付して送付してやったものと、来庁して受け取りに来るときに、まずは職員がそのマイナンバーに添付された顔写真と本人かどうかというのを目視で確認いたします。それで、オーケーだらいいんですけども、明らかに違う写真を張って出してるという方も中にはいるかもしれませんけども、各地方公共団体に顔認証システムというものが無償で来ます。それで、これ何パーセントかわかりませんが、まだそこ来てないんですが、明らかに本人ではないということになれば、あなたこの写真と違いますよというふうにして、もう1回出し直ししてくださいというふうにこちらのほうからお願いをするということでございます。

DV等に関しては、当然慎重に扱いたいと、そのように考えております。以上です。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 黒石の市役所は準備も間に合うし問題はないと、漏えいもないと思うというふうに言い切りましたけれども、市民はものすごい不安なんです。そういう意味では情報が漏れないかということでは、そういう意味でまだまだ、国も含めた行政の末端の行政の市町村の側も地域住民もですね、その不安や疑問は解消されていないというのが現時点じゃないかなというふうに思います。

そういう点で1つは、住基ネットの場合は、住基ネットとの違いですね、住民コードは民間で利用されないわけですね、住基ネットは、システムで住民票コードに結びつけられている個人情報には4つの情報しかないわけです。氏名、生年月日、性別、住所。こういうふうに限られているんですけども、この番号制度のほうはですね、源泉徴収票への記載など民間でも広く番号が利用されると。なんとって1億3,000万人にいくわけですから。そして番号の広がりという点では、量的にも質的にも住基ネットとは比べ物にならないわけですね。だから、ひとたび流出されたり悪用されたりすれば甚大なプライバシーの侵害へと広がる、それがまた犯罪の危険性などにつながっていくということも否定できないということは明白じゃないかなというふうに思っています。

それともう1つは、今多くの国民がマイナンバー制度が必要だと言っているわけじゃないんです。これも上からなんですね。ですから、マイナンバー制度が実施されなくても住民生活への不都合は今のところ生じていないわけです。それで、マイナンバー制度になれば、税だとか社会保障の分野を初め住民の個人情報も多く、行政手続きにも関連して地方自治体の根幹にもかかわっていく、何かあればね、そういう問題にもなりかねません。ですから、今国民の不安が高まっている中でスケジュールありきで進めるのではなく、もう1度制度を根本的から見直

しながら進めていく、現段階ではそういう必要があると思います。職員の人たちでもちょっと不安やいいんだがというようなことも、黒石の職員じゃないですよ、自治労連の統計ではかなり職員からの不安が出されているという点で、今の時点で通すべきではないということで反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 15番中田博文議員。

◎15番（中田博文） 工藤禎子議員の反対討論も十分わかります。疑問を持つのもわかります。ただ今、国の制度として担当のほうでは、十分、国の指導のもとに対応していくということがありますので、我々はそれを見守っていくしかないのかなというのがこの問題だと思っております。ということで賛成するものであります。以上です。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第27 議案第90号 津軽広域連合規約の一部変更についてを議題いたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第28 議案第91号 弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第29 議案第92号 平成27年度黒石市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第30 議案第93号 平成27年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第31 議案第94号 平成27年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第32 議案第95号 平成27年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第

1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 88ページのところの2項1目の介護予防ケアマネジメント事業費のところでお聞きいたします。

在宅もこれからふえてきますし、そうすると24時間対応ということもおのずと出てくると思うんですけども、今、事業所の状況はどういうふうになっているのかお聞きします。

それからもう1点は、院内介助についてでありますけれども、医療機関に受診するのに連れていく、ケアマネさんたちが連れていく場合に、その後患者さんを置いていくケースも見られています。要するに、あとは医療機関に任せますよというふうにして、待ち合いに置いていくというのがあるんですけども、医療機関の側からは、痴呆がちょっと入ってきたりだとか、あるいは発作等があったりだとかというようなこともケースとしてあったりしたみたいですので、きちんと介護サービスの中で行えるように、介護事業所あるいは医療機関と行政も連絡を取り合って改善してほしいという声が利用者と医療機関のほうからも寄せられていましたので、要するに置いていかないということですね、終わるまで待って、けども、その内容においては、待っている時間が何も介護料が出ないという、サービス料が出ないというのがありますので、ただ、ちゃんと必要性があると出ますので、その点もですね、改善願えればというふうに思います。

◎議長(北山一衛) 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長(奈良岡和保) まず1点目、24時間対応の訪問介護事業所はございません。また、深夜対応もございませんが、事情によってはそれぞれの事業所で対応しているというような状況にあります。

それから、2点目の医療機関における受付、受診、会計等の介護を要する患者の院内対応につきましても、基本的にその病院のスタッフによって行われるべきものとされておりますけれども、院内スタッフ等による対応がちょっと難しく、利用者が介助を必要とする心身の状態

である場合に限り、例外的に訪問看護員による介助及び介護報酬の算定が認められている場合があります。その場合において、介護報酬を算定できるのは、移動の介助や薬の受け取り、会計の代行等に要する時間に限られており、単なる待ち時間や診察室における医師の受診等の際の付き添いは算定できないこととされております。なお、院内介助を含む通院介助で介護報酬を算定できるのは、要介護1から3の利用者の場合、認知症や座位保持困難等により車中においても常時の介護が必要な場合と限定されております。いずれにしても、それぞれの事業所と連携をもって進めてまいります。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第33 議案第96号 平成27年度黒石市観光施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第34 議案第97号 平成27年度黒石市簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（北山一衛） 日程第35 議案第98号 平成27年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第36 議案第99号 平成27年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第37 議案第100号 平成27年度黒石市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第38 議案第101号 平成27年度黒石市下水道事業会計補正予算(第2

号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長(北山一衛) 日程第39 議員派遣の件を議題といたします。

村上隆昭議員ほか15名から提出された、八戸市で開催される青森県市議会議員研修会への議員派遣の件についてをお諮りいたします。

本件は別紙の通り決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは、議長に一任することに決しました。

---

◎議長（北山一衛） 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

市長から御挨拶があります。

登壇

◎市長（高樋憲） 平成27年第3回黒石市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今議会におきましては、平成26年度黒石市一般会計初め、各会計の歳入歳出決算認定及び平成27年度補正予算など37議案につきまして慎重な御審議の上、原案どおり御承認並びに御議決賜りましてまことにありがとうございました。

さて、いよいよ実りの秋を迎え、黒石ブランドとして復活に取り組んでおります黒石米ムツニシキが、明日19日に収穫される予定になっております。このムツニシキと県産米の新品種であります青天の霹靂との連携した生産販売の強力な推進により、黒石米の復興に努めてまいります。また、松の湯交流館でも、明日19日から集いの蔵を飲食施設として活用した十文字カフェがオープンいたします。秋の行楽シーズンのごみせ通りに新たなにぎわいを呼ぶものと期待いたしております。これからも誇れる故郷黒石を目指して将来を見据えた市政運営に努めてまいりますので、市民及び議員の皆様方の一層の御理解、御協力をお願い申し上げまして御挨拶といたします。

降壇

---

◎議長（北山一衛） これにて、平成27年第3回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午前11時11分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年9月18日

黒石市議会議長 北山一衛

黒石市議会議員 佐々木 隆

黒石市議会議員 工藤俊広